4．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第７条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成20年度納付金納付申告書の提出を平成21年６月３日に受けた。整理回収機構では、平成20事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、48,428百万円の見込みである。

5．重要な会計方針の変更

⑴　特殊法人等会計処理基準の変更

当事業年度より、改訂後の特殊法人等会計処理基準を適用して作成している。

⑵　貸借対照表の純資産の部の表示方法の変更

従来、貸借対照表については、前事業年度まで「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」に区分して表示していたが、特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、当事業年度より「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示している。

なお、当該変更による従来の「資本の部」との差額は生じない。

⑶　機構債発行差金の会計処理方法の変更

特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、前事業年度において繰延資産に計上していた機構債発行差金は、当事業年度から預金保険機構債の間接控除項目である機構債発行差額として計上している。

危機対応勘定

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**26,250**	**（流動負債）**	**1,045,355**
現金・預金	5	短期借入金	1,041,300
短期貸付金	316	未払金	0
有価証券	25,785	未払費用	4,054
未収収益	143	**（固定負債）**	**800,320**
未収金	0	預金保険機構債	800,000
（固定資産）	**1,925,258**	機構債発行差額	319
取得株式等	1,925,258	退職給与引当金	0
有形固定資産		**（負債合計）**	**1,845,675**
工具・器具・備品	0	**（剰余金）**	
		利益剰余金	105,832
		積立金	26,733
		当期未処分利益	79,098
		（純資産合計）	**105,832**
資産合計	**1,951,508**	**負債・純資産合計**	**1,951,508**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**16,023**	**（経常収益）**	**95,122**
取得株式等事業費		取得株式等事業収入	94,962
取得株式等処分事務費	2	取得株式等配当金	26,975
一般管理費	24	取得株式等売却益	67,987
事業外費用	15,996	事業外収益	159
借入金利息	4,902		
機構債利息	11,087		
借入金事務費	0		
機構債事務費	5		
（当期利益金）	**79,098**		
合計	**95,122**	**合計**	**95,122**

㈱１．当期利益金79,098百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第３条の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。